

電子ジャーナル『企業法学研究』の発刊に当たって

企業法学会が創設されたいきさつについては、『企業法学』創刊号（商事法務、1992年）の「創設のことば」（竹内昭夫）の中に説明されている。この学会は筑波大学をベースとして自然発生的に産まれた学会であり、法律関係の他の学会とは異なるユニークな学会であった。この学会の会員は、企業法務に従事しながら大学院で研究をし、学位を取得することを志望する者や、海外の大学で留学した後にもう少し研究を整理したいと考えた者、特定領域のスペシャリストで法学を学んでジェネラリストとなろうとする者などの外、裁判官や弁護士も混じって、企業が目線で法学を学ぼうとする者たちである。研究の成果は、修士論文や博士論文の形でまとめられ、その多くは学術論文として学会機関誌『企業法学』に掲載された。この論文の発行をきっかけにして、大学教員となった者も数多くいる。

これまで企業法学会は、第1巻から第11巻までを刊行した。学会である以上、機関誌の発刊を継続したいという強い気持ちは持ち続けていたが、財政的な基盤の弱さのため、そうすることができなくなった。しかし、学会活動は、設立当時の枠組みを維持しつつ、たんとんと続けて来た。毎年10月1日（創設記念日）に近い日曜日に研究報告会を開催した。毎年7月にも総会を開き、会計報告、事業報告、人事を中心に方針を決定し、個別的な研究報告の場を提供してきた。最近の科学の進化の恩恵を受け、電子ジャーナルの形で刊行できるようになったので、過去の報告も改めて整理し、本ジャーナルを通じて、従来の学会機関誌の役割を果たして行くことにしたい。学会活動としては、企業法サロンの開催があるが、欧米だけでなく、最近では、中国や韓国からの訪問者が多く、日中、日韓、比較法学の研究をする機会があった。

企業法学会は、新しい時代を迎えようとしている。『企業法学』に巻頭言を寄せてくださった有力な支援者からも、学会のさらなる展開を求める声が寄せられている。われわれと目的を共にする人たちが、積極的に学会活動に参加し、学会を将来に向けてより強固なものにし、その研究を社会に還元し、よりよい社会を作ることに夢をもってもらいたい。当学会は開かれた学会であり、多くの人材が自由闊達な研究活動を維持し、その研究成果を公表するための電子ジャーナル『企業法学研究』となっていきたい。

2013年3月31日

企業法学会理事長 田島 裕